

南九州市

農業委員会だより

平成21年3月発行 南九州市農業委員会事務局



【南薩地域農業委員研修会開催される】

去る2月18日、南薩地域農業委員研修会が本市の知覧文化会館を中心に開催されました。この研修会には指宿市、枕崎市、南さつま市、南九州市の農業委員や事務局職員ら約150名が集い、市内知覧地区や川辺地区の耕作放棄地再生実証試験を実施している現地を視察しました。また、室内検討の知覧文化会館では「耕作放棄地の解消に向けて」という討議課題で、各市の農業委員長らによるパネルディスカッションが行われました。大会の最後には、永年農業委員として活躍された方々の永年勤続表彰があり、本市からも前川辺町農業委員会会長の五反田照美氏と、現農業委員の上野絹子氏が表彰を受けられました。

耕作放棄地の解消に努めましょう!!

国では、近年の農業者の減少・高齢化の進行により、耕作放棄地が増加傾向にある中、食料の安定供給を図るため、優良農地の確保とともに耕作放棄を解消して地域の農業振興を図るとしていますが、耕作放棄地の現状が様々であることから、まずはそれぞれの状況を的確に把握すべく、全国的に耕作放棄地全体調査を実施することとしました。



【知覧町上之町の耕作放棄地】

区分された土地については、耕作放棄地解消計画に基づく解消の実施をするよう求められています。

全体調査の結果、南九州市全体で800ha程度（確定数値ではない）の耕作放棄地が確認されました。今後は先に示した【赤】に区分された農地について農業委員による農地、非農地の判断を経た上で、耕作放棄地の解消計画を策定する予定であります。

また、本年度はモデル的にではありますが、

南九州市においても、担い手推進協議会を中心に農業委員さん方の協力を得て、8月から11月頃に掛けて一筆毎の調査を実施しました。

今回の調査は耕作放棄地を(1)人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な農地【緑】、(2)草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地【黄】、(3)森林・原野化している等、農地に還元して利用することが不可能な土地【赤】に区分し、特に【赤】については、農地であるか否か(非農地)の判断をすることとされています。また、【緑】や【黄】に



【川辺町永田の耕作放棄地】

耕作放棄地の解消対策として耕作放棄地再生実証試験を市内8地区で3.7haを対象に実施しました。21年度以降は実証試験で得られたデータを基に、国の交付金事業で耕作放棄地解消対策事業が設けられる予定です。

耕作放棄地は、周辺農地へも悪影響を及ぼすし、優良農地の確保の観点からも解消に努めなければなりません。耕作放棄地解消計画に基づく解消にご協力くださいますようお願いいたします。



【川辺町永田(右上)の工事風景】

農地を転用するときは、農地法の許可が必要です

- ・農地は、大切な食料の供給基盤です。
- ・一度農地以外のものにされると元に戻すことは極めて難しいことから、転用は、計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります。
- ・我が国の食料自給力を高めるとともに、次の世代の食料安全保障のためにも、みんなで優良な農地を守っていきましょう

農地を転用する場合には、農地法に基づく適正な手続きを！

農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と非農業的利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

農地転用とは

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林等農地以外の用地に転換することです。一時的に資材置場等に利用する場合も転用になります。

無断転用したり、許可どおりに転用しなかったら…

無断転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

相談は農業委員会に

農地転用の許可申請受付は、市の農業委員会で行っています（4haを超える農地転用の場合は県庁農村振興課）。転用についての手続きや疑問は、まず農業委員会に相談してください。

○認定農業者農地集積支援事業

認定農業者の効率的な土地利用による経営規模拡大を支援するため、一ヘクタール以上の連担した集団地の農地の貸し手に助成金（十アールあたり一万円）を初年度に限り交付します。

ただし、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借契約（一〇年以上）を新規に行った農地に限ります。

○遊休農地等活用条件整備事業

遊休荒廃農地等を活用して農業生産性の向上を図るため、簡易な土地条件整備（表根整地作業等）を行う認定農業者に事業費限度額（十万円）の二分の一を助成します。

ただし、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基つて、貸借・売買を行う農地に限ります。

遊休荒廃農地の活用や農地の集積をして規模拡大を計画している認定農業者に対しての支援制度が、平成二十一年度も引き続き実施されます。

詳しくは、農業委員会農地係及び各分室にお問い合わせください。

第1回南九州市茶業振興大会開催される



【産地賞の伝達】

去る1月20日、知覧文化会館に於いて、合併後最初の南九州市茶業振興大会が生産者や関係者約400名が参加して盛大に行われました。今回の大会は先に行われた全国茶品評会並びに鹿児島県茶品評会における産地賞・農林水産大臣賞のダブル受賞を祝うとともに、新生南九州市茶業振興会として低迷する茶業情勢を打破すべく、生産者や関係機関が一丸となった取り組みを確認する大会にもなりました。当日は、茶業功労者表彰や産地賞の伝達、さらには農林水産大臣賞などの特別表彰があり、その後日本一の茶ブランド産地確立に向けた4つのスローガンを青年部の代表が提起し、満場一致で採択されました。また、女性部による日本茶の普及と振興、消費者ニーズに対応したシステムの推進など4項目の特別決議も宣言されました。

合併後の南九州市は、日本一の栽培面積、生産量を誇る一大茶産地となりましたが、茶産業を取り巻く情勢はますます厳しい状況にあります。しかし、この振興大会を契機に生産者や関係機関の技術と英知を駆使し、新生南九州市茶業振興会が真の日本一の茶産地として飛躍するものと期待される大会となりました。

☆ 農業委員会事務局の組織が改編されました ☆

額娃庁舎にありました、額娃分室が廃止されました。しかしながら、額娃分室の機能は本庁に引き継がれ、本庁農地係及び農政係がその業務をおこないますので、これまで同様の取扱いとなります。

- 本庁農業委員会 農地係 農政係（旧額娃町役場）

南九州市額娃町牧之内 2830 番地 TEL 0993-36-1111 内線 3811・3821

- 知覧分室（旧知覧町役場）

南九州市知覧町郡 6204 番地 TEL 0993-83-2511 内線 2821

- 川辺分室（旧川辺町役場）

南九州市川辺町平山 3234 番地 TEL 0993-56-1111 内線 4821

農業者年金に加入しましょう

- 「積立方式」の長期的安定の年金制度
 - 国から保険料助成のある政策年金制度
 - 80歳までの保証が付いた終身年金制度
 - 月額保険料を自由に設定できる年金制度
 - 支払保険料の全額社会保険料控除対象
- ※詳しくは農業委員会事務局 各分室へ

全国農業新聞

農業経営やくらしの情報が満載です！

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月600円（送料とも）
- 申し込み 農業委員会事務局 各分室へ